

第3節

住まい方に関する取組み

これまで見たように、「住まい方」に関しては、全国的に少子高齢化や人口減少が進む我が国において、居住地によって様々な不安やニーズが存在している。このような中、持続可能な地域づくりや安心して住まい続けられる環境を整備するなど、地域・住まいの快適化に対応する取組みや、地方移住等人の交流が広がる住まい方の支援等、住まいの多様化に対応する取組み等が求められている。

1 地域・住まいの快適化に対応する取組み

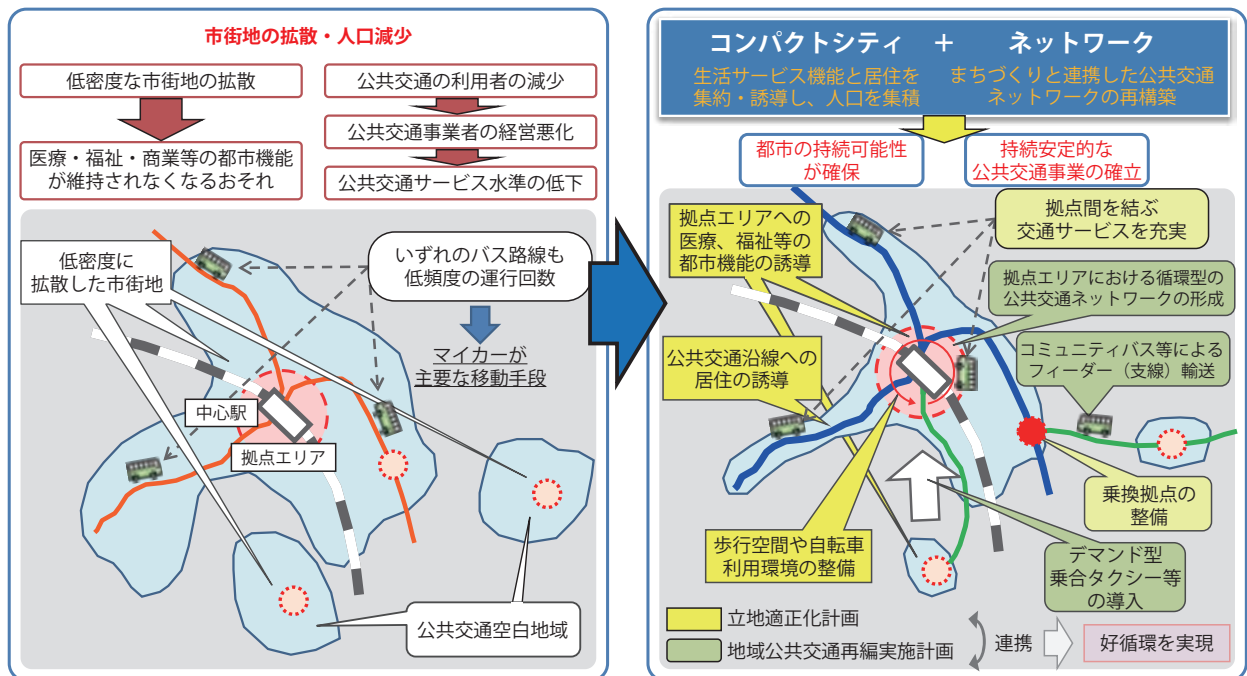
(都市機能や公共交通、コミュニティの維持等に関する取組み)

■コンパクト・プラス・ネットワーク

今後、我が国において、人口が減少していく一方で、人口密度が低い市街地が拡大していけば、医療、商業等の生活サービス施設や公共交通を維持することが困難となり、徒歩又は公共交通により日常生活を営むことが難しくなるおそれがある。

これに対して、国土交通省では、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進している。この取組みは、拠点エリアへ医療や商業等の都市機能と居住等を集約・誘導し、コンパクトなまちを目指すとともに、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築等を行うものである。このことにより、生活利便性の維持・向上や、地域経済の活性化、行政コストの削減、地球環境への負荷の低減等が期待される(図表3-3-1)。

図表3-3-1 コンパクト・プラス・ネットワーク



資料) 国土交通省

■小さな拠点

人口減少や高齢化が進む過疎地域の集落などにおいては、商店や診療所等日常生活に必要なサービスの喪失等により暮らしを続けていくことが危ぶまれる状況となっている。今後、このような動きが全国各地で一層拡大していくことが懸念されている。

このような中、国土交通省では、「小さな拠点」づくりを推進している。この取組みは、小学校区など複数の集落が集まる地域において、商店や診療所等の生活サービスや地域活動を徒歩圏内に集約し、その集落と他の集落をコミュニティバス等で結ぶことにより、新しい生活圏をつくり、集落地域の再生を目指すものである（図表3-3-2）。

図表3-3-2 小さな拠点のイメージ



資料) 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

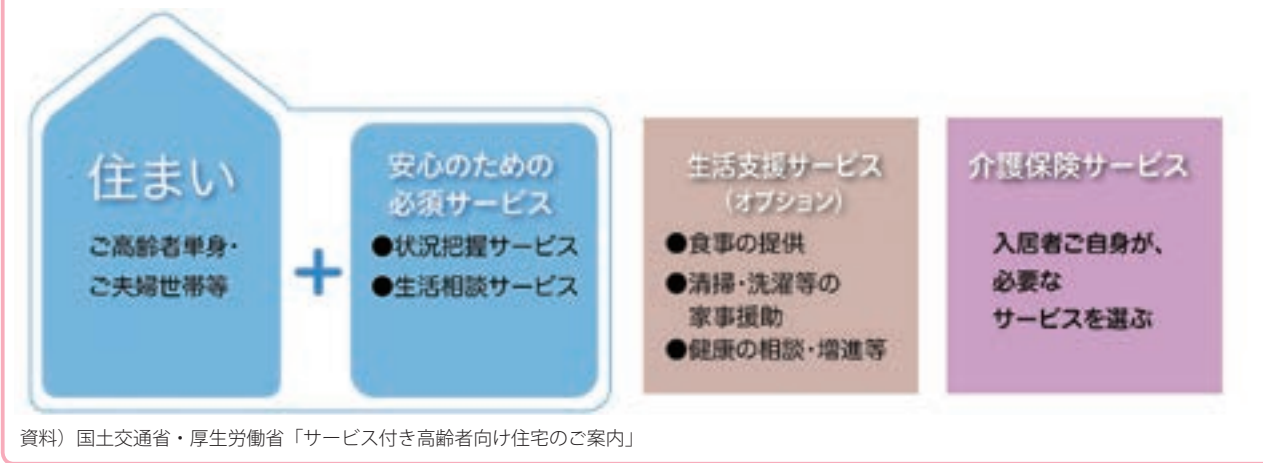
(高齢者等が安心して生活できる住まいの整備に関する取組み)

■サービス付き高齢者向け住宅の普及促進

高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加しており、住宅において、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供することがますます重要となってきている。

これを受けて、国土交通省では、厚生労働省とともに、バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス等高齢者を支援するサービスを提供する、「サービス付き高齢者向け住宅」に対して、財政的な支援を行うなど、その普及を促進している（図表3-3-3）。

図表3-3-3 サービス付き高齢者向け住宅

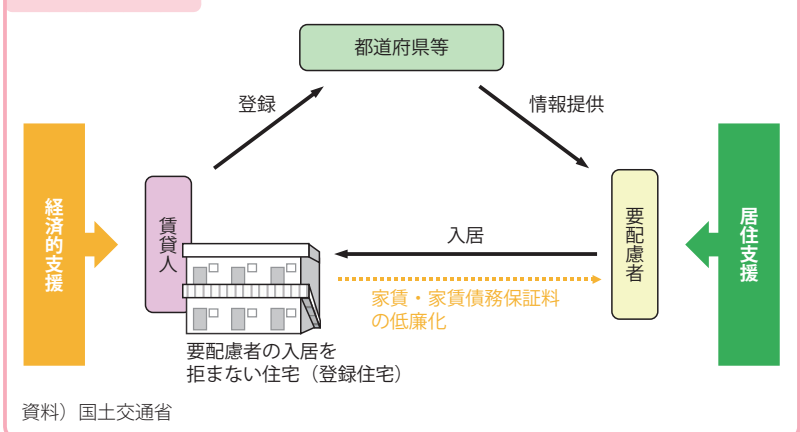


■住宅セーフティネット制度

高齢者等を含む住宅確保要配慮者^{注21}にとって、安心して暮らせる住宅の確保は重要である。

これを受け、国土交通省は、「住宅セーフティネット制度」を創設している。同制度は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅について、①賃貸人による地方公共団体に対する登録、②登録住宅の改修等に対する賃貸人への経済的支援、③住宅確保要配慮者の居住に対する経済的支援等からなっている（図表3-3-4）。

図表3-3-4 住宅セーフティネット制度の全体像



(子育て世代等のワークライフバランスを支える取組み)

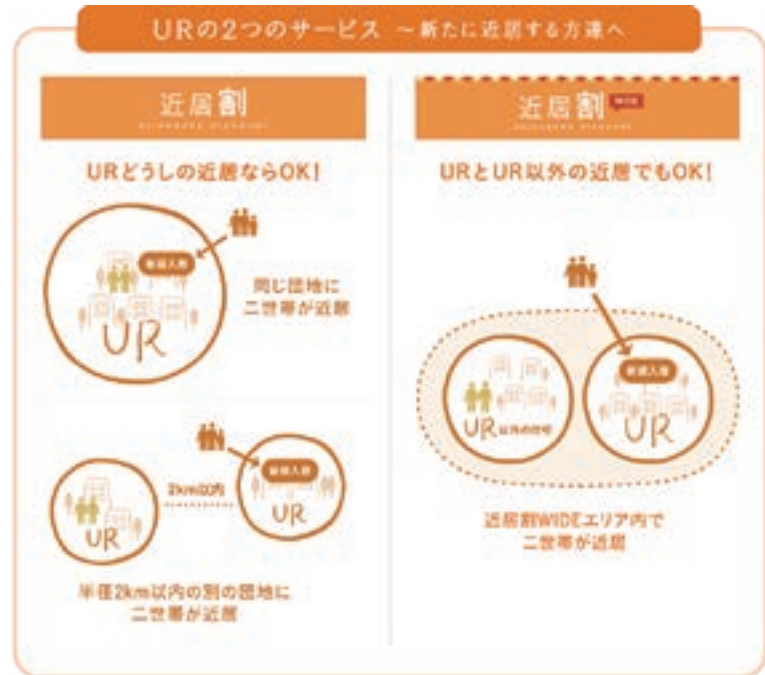
■子育て・介護支援のための三世帯近居の推進

急速に進展する少子高齢化と都心への一極集中に伴い、都市部では待機児童の発生、郊外部では介護の担い手不足等の問題が生じている。このような中、親世代と子世代が車や電車で1時間以内の距離に居住する「近居」は、核家族同士をゆるやかに結びつけ、子育て世帯や高齢者世帯の諸問題の解決につながるものと考えられる。

これを受け、独立行政法人都市再生機構（UR）は、「近居」を推進するため、家賃割引制度を設けている。具体的には、子育て世帯や高齢者世帯等の支援を必要とする世帯と、それを支援する世帯との2世帯が、①UR賃貸住宅同士で近居をはじめた場合に、新しく入居する世帯の家賃を割り引く「近居割」、②UR賃貸住宅とそれ以外の住宅で近居をはじめた場合に、新しくUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を割り引く「近居割WIDE」を実施している（図表3-3-5）。

注21 低額所得者、高齢者、障害者、ひとり親・多子世帯等の子育て世帯、生活保護受給者、外国人、ホームレス等。

図表3-3-5 近居割・近居割WIDEのイメージ



資料) 都市再生機構 (UR)

■長期優良住宅化リフォーム推進事業

質の高い既存住宅の形成や子育てしやすい環境の整備を図るためには、既存住宅の長寿命化や三世帯同居等複数世帯の同居の実現に資するリフォームが重要である。

これを受けて、国土交通省では、耐震性等性能の向上に資するリフォーム工事や、三世帯同居に対応する改修工事を行う事業者等に対して支援を行うことにより、「長期優良住宅」へのリフォームを推進している (図表3-3-6)。

図表3-3-6 長期優良住宅化リフォーム推進事業



資料) 国土交通省

2 住まいの多様化に対応する取組み

(人の交流が広がる住まい方を支援する取組み)

■二地域居住の推進

多様な魅力を持つ持続可能な地域の形成を目指すためには、地域づくりの担い手となる人材の確保が必要である。このためには、都市の住民が、農山漁村などの地域に移住するのみならず、都市に加え地域にも同時に生活拠点を持つ「二地域居住」等、多様なライフスタイルの推進が必要である(図表3-3-7)。

国土交通省では、二地域居住の推進に向けて、行政と民間企業が連携した先進的な取組みに関する調査を行っている。当該調査では、有識者からなる委員会にて選定された取組みに対して、有識者によるアドバイスや、取組みを進めるにあたっての費用の助成等のサポートを行う。さらに、その取組みの効果等の検証を行い、その上で、二地域居住の推進のために、今後必要となる課題等の検討を行っている。

図表3-3-7 二地域居住のイメージ



資料) 国土交通省

■全国の空き家・空き地の流通・利活用の促進

空き家・空き地バンクは、空き家等の物件情報を地方公共団体のウェブサイト等で発信する取組みで、全自治体の約4割が設置済み、約2割が準備中又は今後設置予定であるなど、移住・二地域居住の支援を通じた地域の活性化にもつながる空き家対策の一つとして取組みが進みつつある(図表3-3-8)。しかしながら、自治体ごとに開示の項目が異なり、利用者にとって検索や比較検討が難しいといった課題も指摘されていた。

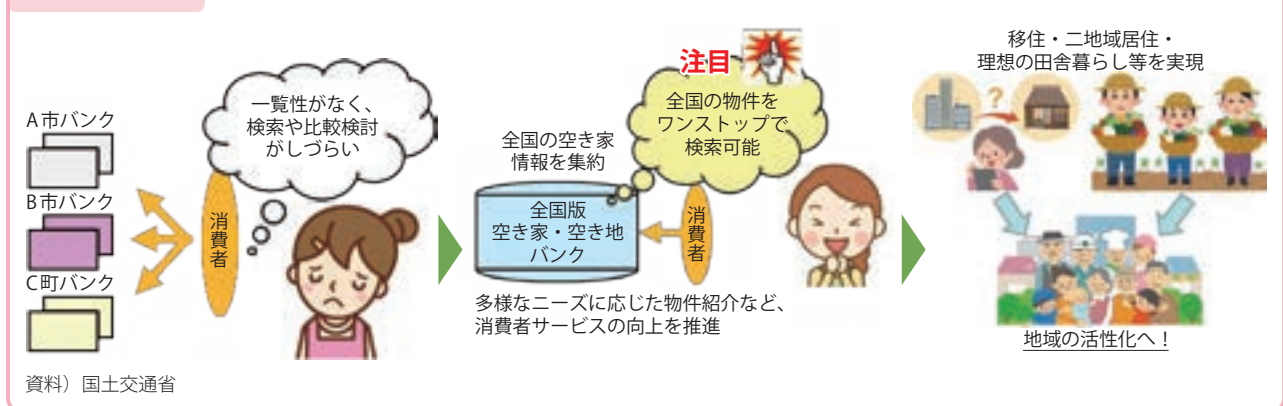
これを受けて、国土交通省は2017年10月から、各自治体の空き家等情報の標準化・集約化を図るとともに、全国どこからでも簡単にアクセス・検索できるよう「全国版空き家・空き地バンク」の試行運用を開始し、2018年4月から、地域の魅力紹介に加え、空き家等の物件を中心としてハザード情報、生活支援情報等を地図上に重ねて表示できるようにするなど、更なる高機能化を図り、本格運用を開始する(図表3-3-9)。

図表3-3-8 空き家バンクを利用した移住の事例(兵庫県宍粟市)



資料) 国土交通省

図表3-3-9 全国版空き家・空き地バンクのイメージ



第4節

動き方に関する取組み

これまで見たように、「動き方」に関しては、都市、特に東京圏において、公共交通の混雑や道路渋滞、また、地方において、車依存と高齢化が進み交通手段の確保が課題となっている。このような中、都市においては、公共交通の混雑緩和や道路渋滞の緩和等、動きの快適化に関する取組みが、また、地方においては、公共交通の維持確保、自動運転技術の開発等、動きの確保に関する取組みが求められている。また、居住地を問わず、高年層や子育て世代においては、駅や歩道などのバリアフリー化の進展がニーズとして存在し、高齢者等に優しい移動の確保が求められている。

1 都市における動きの快適化に対応する取組み

(公共交通の混雑、道路渋滞の緩和対策の取組み)

■ ICTを活用した運行サービスの向上

東京圏の都市鉄道においては、混雑等による短時間の遅延が慢性的に発生しているほか、異常気象等による長時間の遅延も発生していることから、乗客への情報提供の拡充が重要となる。

このような中、東京急行電鉄(株)等は、昨今のICTの進展を受け、列車の走行位置情報等のリアルタイム表示や車両ごとの混雑状況を発信するためのアプリを開発(図表3-4-1)し、乗客一人一人にきめ細やかな情報提供をすることによって、運行サービスの向上を目指している。